

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学リサーチ・アドミニストレーター
の選考等に関する規程

平成28年11月30日
規程第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）におけるリサーチ・アドミニストレーター（以下「URA」という。）の選考等に関し必要な事項を定める。

(URAの定義)

第2条 URAとは、本学において、研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行うことを目的として、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える次の各号に掲げる業務を行う者をいう。

(1) 研究戦略策定支援業務

- イ 研究力調査・分析
- ロ 政策動向等情報収集・分析
- ハ 研究戦略立案・策定支援

(2) 研究支援業務

- イ 外部資金公募情報等情報収集・分析
- ロ 研究プロジェクト申請支援
- ハ 研究プロジェクト運営、報告・評価対応支援
- ニ 研究力の充実強化に向けた点検・評価

(3) 国際連携支援業務

- イ 国際連携支援
- ロ 安全保障輸出管理に係る必要な助言等の支援

(4) 産官学連携支援業務

- イ 産官学連携支援
- ロ 法務支援
- ハ 知的財産権利化支援

(5) その他関連専門業務

- イ 研究広報支援
- ロ 研究附帯活動支援

2 URAは、次の各号に掲げる職名により区分し、当該職名を用いる者の職務は当該各号に定めるとおりとする。

(1) URA（ディレクター） 研究推進機構各部門に配置されるURA及びURA業務をマネジメントする職務

(2) URA（マネージャー） 研究推進機構各部門のユニットをマネジメントする職務

- (3) URA (チーフ) 研究推進機構各部門のユニットの業務を遂行するとともに、URA (マネージャー) を補佐する職務
- (4) URA (スタッフ) 研究推進機構各部門のユニットにおいて、URAの業務を遂行する職務

(資格)

第3条 URAに就くことができる者は、次の各号に掲げる職名に応じ、当該各号に掲げる者とする。

- (1) URA (ディレクター) 博士の学位を有する者であって、URA業務に精通し、かつ、リーダーシップを備え、URAを統括する能力を有する者
- (2) URA (マネージャー) 博士の学位、弁理士資格等を有する者であって、URA業務を遂行する上で相当高度な知識、経験を有する者又は他機関を含め、URA業務に従事した期間が10年以上である者
- (3) URA (チーフ) 修士若しくは博士の学位を有する者であって、URA業務を遂行する上で高度な知識、経験を有する者又は他機関を含めURA業務に従事した期間が5年以上10年未満である者
- (4) URA (スタッフ) 修士又は博士の学位を有する者であって、URA業務を遂行する上で必要な知識、経験を有し、アウトリーチ、研究支援、国際共同研究等に意欲があり、高いコミュニケーション能力を有する者

(選考)

第4条 URAの選考を行うため、URA選考会議を置く。

2 URA選考会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究担当理事
- (2) 学長が指名する者

3 前項第2号の学長が指名する委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名する学長の在職する期間を限度とする。

4 URA選考会議に議長を置き、研究担当理事をもって充てる。

5 議長は、URA選考会議を主宰する。

6 URA選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

7 URA選考会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

(URA候補者の報告)

第5条 URA選考会議の議長は、学長にURA候補者を報告するものとする。

(URA候補者の決定)

第6条 学長は、前条の報告に基づき、候補者を決定する。

2 学長は、当該候補者について不相当と認める場合は、再度選考させることが

できる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、URAの選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。